

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則

(平成十九年一月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号)

改正 平成二年四月 九日規則第四号

平成二年六月一八日規則第十号

(趣旨)

第一条 本規則は、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第二百三十号。以下「法」という。）及び青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号。以下「条例」という。）に基づく育児休業の承認の請求等について必要な事項を定めるものとする。

(再度の育児休業をすることができる場合の養育の方法)

第一条 条例第三条第四号の規則で定める方法は、法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮する」とにより子の養育を支援する方法とする。

(育児休業の承認の請求手続)

第三条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の一ヶ月までに行うものとする。  
2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第四条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第五条 育児休業をしている職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 育児休業に係る子が死亡した場合
  - 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなつた場合
  - 三 育児休業に係る子を養育しなくなつた場合
- 2 前項の届出は、養育状況変更届により行つものとする。
  - 3 第二条第一項の規定は、第一項の届出について準用する。  
(職務復帰)

第六条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失つたとき、又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第五条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（育児休業に係る人事異動通知書の交付）

第七条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対しても任命権者の定めるところによる人事異動通知書を交付しなければならない。

- 一 職員の育児休業を承認する場合
- 二 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- 三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- 四 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合  
(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第八条 条例第七条第一項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつけ特に承認があつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- 一 法第一条の規定により育児休業をしていた期間
- 二 停職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第一項の規定により停職にされている職員をい

う。)として在職した期間

- 三 専従休職者(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けている職員をいう。)として在職した期間  
四 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第九条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第八条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(青森県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(青森県後期高齢者医療広域連合規則第十号)第二十一条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるときの養育の方法)

第十条 第一条の規定は、条例第十条第五号の規定で定める方法について準用する。

(育児短時間勤務の形態)

第十一条 条例第十一条の規定で定める日数は十一日とし、同条の規定で定める時間は十六時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続き)

第十二条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行つものとする。

2 第十三条第二項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第十三条 第五条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第十四条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対しても、任命権者の定めるところによる人事異動通知書を交付しなければならない。

一 職員の育児短時間勤務を承認する場合

二 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合  
三 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合  
四 法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(部分休業の承認の請求手続)

- 第十五条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。
- 2 第三条第二項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

- 第十六条 第四条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業に係る給料の減額方法)

第十七条 部分休業の承認を受けて勤務しない場合の減額すべき給料の額は、その給与期間の分の給料に対応する額をその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給料の額を給料から差し引くことができないときは、その他の給与から差し引くものとする。

- 2 部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとする。この場合において、三十分の端数が生じたときは、これを一時間とする。

(委任)

第十八条 育児休業承認請求書等の様式その他この規則の実施に關し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第十号）

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。